

第48回 大阪府障がい者施策推進協議会 議事録

日時：令和2年7月31日（金）
午後1時30分から2時30分

場所：国民會館 大ホール

出席委員（五十音順、敬称略）

井手之上 優	社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 会長
大竹 浩司	公益財団法人 大阪聴力障害者協会 会長
小野 達也	桃山学院大学 社会学部 社会福祉学科 教授（会長）
河崎 佳子	国立大学法人 神戸大学大学院 人間発達環境学研究科 教授
倉町 公之	公益社団法人 大阪府精神障害者家族連合会 会長
黒田 隆之	桃山学院大学 社会学部 社会福祉学科 准教授
坂本 ヒロ子	社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会 理事長
塩見 洋介	障害者（児）を守る全大阪連絡協議会 事務局長
柴原 浩嗣	一般財団法人 大阪府人権協会 業務執行理事兼事務局長
関川 芳孝	公立大学法人 大阪府立大学大学院人間社会システム科学研究科 教授
高橋 あい子	一般財団法人 大阪府視覚障害者福祉協会 会長
辻川 圭乃	弁護士
壺井 一平	大阪ともだちの会 全国本人活動連絡協議会
寺田 一男	一般財団法人 大阪府身体障害者福祉協会 会長
中尾 正俊	一般社団法人 大阪府医師会 副会長
長尾 喜一郎	一般社団法人 大阪精神科病院協会 会長
福田 啓子	一般社団法人 自閉スペクトラム症協会 理事長
古田 朋也	障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議議長
松本 信代	特定非営利活動法人 大阪難病連 理事長
宮村 誠一	大阪府障がい者スポーツ協会 理事
吉田 初恵	関西福祉科学大学 社会福祉学部 社会福祉学科 教授

○事務局

それでは定刻となりましたので、ただ今より「第48回大阪府障がい者施策推進協議会」を開催させていただきます。

委員の皆さま方におかれましては、ご多忙のところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。私は障がい福祉室障がい福祉企画課と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の会議につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の一環によりまして可能な限り事務局の出席者を限定させていただいており、全体の会議時間を1時間に短縮させていただくとともにマスクを着用して出席させていただきますので、ご理解のほどを何卒よろしくお願いいたします。

また円滑な議事進行、意見交換の時間確保の観点から事前に資料を送付し、あらかじめ委員の皆さまから意見を聴取させていただいたところでございまして、事務局の説明につきましても、可能な限り簡略化をさせていただきますので、ご協力のほど何卒よろしくお願いいたします。

それでは開会にあたりまして、障がい福祉室長の中川より、一言ごあいさつを申し上げます。

○中川室長

障がい福祉室長の中川でございます。「第48回大阪障がい者施策推進協議会」の開催にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆さま方におかれましては、ご多忙中のところ本協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また平素より本府障がい福祉行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り深く御礼を申し上げます。

さて障がい児者を取り巻く状況は、高齢化・重度化や8050問題などの社会問題の顕在化、さらに今年度は新型コロナウイルス感染症の発生など大変厳しい状況でございます。

こうした中ではございますが、ご案内のとおり障がい者計画につきましては、現行の第4次計画の計画期間が今年度末までとなっております。今年度皆さまからご意見をちょうだいしながら、令和3年度、来年度をスタートする第5次計画を策定していきたいと考えております。

本日は次期計画で設定いたします数値目標について、皆さまからご意見をちょうだいするとともに、この協議会の委任を受けて設置されました部会において、昨年度取りまとめられた意見具申（案）について成案化を図りたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の影響もあり、非常に限られた時間とはなりますが、委員の皆さま方には忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、私からのあいさつにさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

○事務局

中川室長におかれましては、他の公務により、ここで退席とさせていただきます。

現在の委員は配布しております名簿のとおりでございます。本日は委員28名のうち21名のご出席をいただいております。大阪府障がい者施策推進協議会条例第5条第2項の規定により会議が有効に成立しておりますことをご報告させていただきます。

また今回から大阪府町村長会を代表しまして河南町長の森田さま、大阪精神科病院協会会長の長尾さ

まに新たに委員にご就任をいただいておりますので、お名前のみご紹介させていただきます。

次にお配りしております資料について簡単に確認させていただきます。本日お配りさせていただいている資料は、まず表紙、次第でございます。おめくりいただきまして裏表になっておりますが委員名簿と配席図でございます。

資料1、分厚いですが、第5次大阪府障がい者計画の策定について（意見具申案）でございます。

資料2-1と2-2、横になりますけれども、成果目標に関する大阪府の基本的考え方でございます。

資料2-3、横向き表裏二枚物、障がい者福祉サービスならびに障がい児通所支援および障がい児入所支援の提供体制の整備の進め方の大阪府の基本的考え方でございます。

資料2-4、A4の横になりますが、第5次大阪府障がい者計画における成果目標案に対する委員意見と大阪府の考え方についてでございます。

資料3、A4縦になりますが大阪府障がい者施策推進協議会要綱案でございます。

最後に参考資料としまして障がい福祉サービス等および障がい児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針、いわゆる国の基本指針を分厚いですがお付けしております。

万が一資料に過不足等がございましたら拳手にてお知らせ願います。

なお大阪府におきましては、会議の公開に関する指針を定めており、本指針に基づき本会議も原則として公開としております。個人の委員名は記載いたしません、配付資料とともに委員の皆さまの発言内容をそのまま議事録として府のホームページに公開する予定にしておりますので、あらかじめご了解いただきますようお願いいたします。

次にこの会議には手話通訳を利用されている聴覚障がい者の委員の方や、点字資料を使用されている視覚障がい者の委員の方々がおられます。障がい者への情報保障と会議の円滑な進行のため、ご発言の際には、その都度お名前をおっしゃっていただくとともに、手話通訳ができるように、ゆっくり、かつ、はっきりとご発言をお願いいたします。

また点字資料は墨字資料とページが異なりますので、資料を引用したり言及されたりする場合には、具体的な箇所を読み上げるなど、ご配慮をお願いいたします。

それでは以降の議事進行につきましては、小野会長にお願いしたいと思っております。よろしく願います。

○小野会長

はい、皆さん、こんにちは。大変な状況下で、よくおいでいただきました。

今日の会議につきましても、どのように行うかを事務局とも検討いたしました。これだけいろいろ難しい状況下ですが、やはり本会議の重要さをかんがみて、対面という方法でやっていこうと、ただし怖いですから安全面を最大限に配慮しながら進めていこうと、そういう意味で少し時間は申し訳ございませんが、いつもよりは限定して1時間以内でできるかたちでやろうということで、多くの委員の皆さまに事前にご意見もいただいております。それを取り込んでの会議進行になることでご理解いただければということでございます。

本日の予定は2時半までになるわけですが、次第につきましては、お手元にあるとおり大きく三つございます。最初に「第5次大阪府障がい者計画の策定について（意見具申案）」、二つ目が「第5期大阪府障がい福祉計画および第2期大阪府障がい児福祉計画の成果目標に対する大阪府の基本的な考え方」、第

3点目が「大阪府障がい者施策推進協議会要綱の一部改正について」になっているわけです。

短いながらも、ぜひ皆さんからの忌憚のないご意見をいただければと考えております。

それでは次第に従って進めてまいります。議題1、「第5次大阪府障がい者計画の意見具申案について」、今意見具申案につきましては、平成31年3月19日に開催いたしました第46回本協議会におきまして、第5次大阪府障がい者計画の方向性等について検討するために本協議会の下に第5次大阪府障がい者計画策定検討部会を設けました。本部会の部会長には、本協議会の委員でもあります委員にご就任いただき、次期計画の策定について本協議会として本部会での集中的な議論をお願いしたところであり、昨年1年をかけて次期計画であります第5次大阪府障がい者計画の策定に向けた大阪府に対する意見具申案を取りまとめていただきました。

本日は、本意見具申案につきまして、部会長の委員にご説明いただいた上で、本協議会の皆さまに、ご意見・ご同意をいただき、本部会で作成いただいた意見具申案を正式に本協議会から大阪府に対する意見具申として決定したいと考えております。

それでは早速、委員から簡単にご報告をお願いいたします。

○委員

来年度、令和3年度からスタートする第5次大阪府障がい者計画について、本協議会の委任を受け、昨年5月から部会で検討してきました。

部会には障がい当事者や家族の方、学識経験者など、さまざまな立場の方が参画しており、昨年度計6回の部会を開催して精力的に議論を重ね、昨年度末に計画への提言である意見具申案を取りまとめたところです。

本日は親会であります本協議会におきまして、部会で取りまとめました意見具申案について、部会長の私から簡単に説明させていただきます。

まずは障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の一体的作成についてです。現行の第4次大阪府障がい者計画については、「障害者総合支援法」に基づく第5期大阪府障がい福祉計画と「児童福祉法」に基づく第1期大阪府障がい児福祉計画と一体的に作成しています。

次期計画であります第5次大阪府障がい者計画においても、これを踏襲し、第6期大阪府障がい福祉計画と第2期大阪府障がい児福祉計画とを一体的に取りまとめるべきであると考えられます。

次に計画期間についてです。障がい者計画の上位計画である国の障害者基本計画の計画期間が5年間となっています。都道府県障がい福祉計画および障がい児福祉計画の計画期間は「障害者総合支援法」および「児童福祉法」の委任を受けた告示基本指針において3年間と規定されています。

これらの計画を一体的に取りまとめる上で、こうした動きや社会状況の変化に柔軟に対応できる期間が望ましいことから、令和3年度から令和8年度までの6年間を計画期間とすべきであると考えられます。

次に基本理念と基本原則についてです。現行の計画では、基本理念として「人が人間（ひと）として支えあいともに生きる自立支援社会づくり」、そして基本原則として権利の主体としての障がい者の尊厳の保持、社会的障壁の除去・改善、障がい者差別の禁止と合理的配慮の追求、真の共生社会・インクルーシブな社会の実現、最後に多様な主体による協働と整理されています。

次期計画においても、今の内容が引き続き重要な視点であることから、大筋において継承すべきであ

ると考えています。

次に最重点施策については、現行の計画では、入所施設や精神科病院からの地域生活への移行の推進、障がい者の就労支援の強化、高次脳機能障がいや発達障がい、強度行動障がいなど施策の谷間にあった分野への支援の充実を最重点施策に位置付けています。

次期計画においても、引き続きこの3点を最重点施策に位置付けるべきだと考えられます。

最後に全体の構成については、現行計画については六つの生活場面ごとに施策の方向性と今後の取り組みを記載し、そして地域を育む施策については、今後の方向性を整理しています。次期計画においても、現行計画にもありました地域を育む施策の視点は重要であり、次期計画においては、今後の方向性だけではなく、新たな具体的な取り組みも記載していくべきだと考えています。

簡単ですけれども以上です。

○小野会長

はい、ありがとうございました。ご報告をいただきました。先ほどもご紹介したとおり、本意見具申案については、多くの関係団体および有識者が参画していただいて本協議会の委員も多く参加している第5次大阪府障がい者計画策定検討部会となっていたわけです。1年間本協議会の委任を受けて審議されてきたものでございます。

特にご意見がなければ、この部会での議論を尊重して、この意見具申案を本協議会の意見具申として決定していきたいと思いますが、まずは皆さまからご意見が、もしある場合にはしていただいて、その上で決めてまいりたいと思います。

ご意見は、いかがでしょうか。

○委員

意見具申案につきましては、これで結構かと思えますけれども、これから進めるにあたって若干留意していただきたい点を、ちょっと申し上げたいと思います。

先の国会で「社会福祉法」等の一部改正となっております。この意見具申のほうでも、「社会福祉法」改正のところを触れられておりますけれども、先般の国会でも議論されたという経過がありますので、その点を十分に踏まえながら進めていただきたいと思っています。

特に地域共生社会の実現を目指すのだというのが、一つ大きなポイントでございますので、特に市町村の包括的な支援体制の構築、これの支援をするんだというのが大きな柱になっております。

地域住民の複雑多様化するその支援ニーズに対して、一つは相談支援、それから二つ目は参加支援、三つ目が地域づくりということで支援していくんだということになってはいますが、この地域共生社会を具体化するためには、非常に重要な制度だと思えますし、そのための事業を創設するということが盛り込まれました。

障がい者計画の目指す「ともに生きる社会づくり」、これにもつながるものと私自身思いますので、その事業を創設されていますので、それをきっちりと展開するということが重要かと思っています。

特に心配しますのは、この事業は市町村の手挙げ方式になっており、任意事業というかたちに位置付けされているのです。正直な話、市町村で関心がかなりこの点について薄いと、私自身思いますので、各分野の皆さんから各市町村に対してきちんと働き掛けを、できるだけ多くの相談窓口で、この事業が展

開できるというかたちに、具体的な対応ができるようなかたちでできたらなと思っております。

それから今回の改正では、社会福祉法人の法人間の連携・協働ということが一つ大きな柱になっていました。施設の今後の在り方についてということで、例えば22ページ以降に書かれていますけれども、やはり施設をどう見るかという、非常にいろいろな議論があるのですけれども、非常に大きな役割を果たしております。

やはり障がい施設だけではなく、地域での多くの施設、また違う種別のところと連携・協働して進めていくことが重要だと思っておりますので、特に大阪の場合には施設連絡会という形で市町村単位で今36カ所できています。ですから、だいたい各市町村の9割ぐらいが、今できている状況になっています。そういう体制が整いつつありますので、その中でどういうふうに具体的な事業を展開するかというのが、これからの課題でございますので、そういった中、障がい施設も、今後、他の種別と連携を取りながら進めていくことが重要かと思っておりますので、具体的展開にあたっては、そういうことにご協力をいただければありがたいと思っております。以上です。

○小野会長

はい、特に具体的な展開に対するご意見として承りました。ありがとうございます。

内容的には、これでよろしければ、この具申案を、この協議会からの案を取りまして具申としてまいりたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

私も見ていて1点だけ、東京オリンピック・パラリンピックの記述があるんですけれども、果たしてどうかな、少しだけ、もしそのあたりは、こちらのほうに任せていただいて、2020年も入ってしまったのも一部ありましたので、そのあたりの書きぶりぐらいですね。内容とは関係ありませんので、そのあたりは少し留意させていただいて取りまとめさせていただくということで、基本的にはこの具申というかたちでご了解いただけますでしょうか。はい、ありがとうございました。

それでは続きまして議題2になります。おそらくこれが本日の最も重要なポイントになるかと思えますけれども、お手元にありますとおり議題2、「第5期障がい福祉計画および第2期障がい児福祉計画の成果目標に関する大阪府の基本的な考え方（案）」、こちらに移ってまいります。

それでは、事務局から端的にご説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○事務局

それでは、お配りしております資料2-1、2-2、2-3、2-4につきまして、簡単に説明をさせていただきます。

資料2-1と2-2は同じような資料になっているのですが、いわゆる国が、都道府県で障がい福祉計画、障がい児福祉計画を策定するときに国の基本指針を出しております。それが本日、参考資料でお付けしているものですが、この中で都道府県につきましては、この基本指針に沿って計画を策定するといったかたちになっていて、この国の基本指針の中で国が成果目標いわゆる数値目標を掲げておりますので、大阪府としても、この成果目標を設定しなければいけないといった状況になっておりまして、それに対する大阪府の考え方をお示ししたのが資料2-1と2-2になっております。

それでは中身について具体的に説明をさせていただきます。まず資料2-1、障がい福祉計画の成果目標に対する大阪府の考え方でございます。

まず1ページ、点字版では1ページから2ページ、地域移行の関係での成果目標で、国が令和元年度末の施設入所者数から令和5年度末時点で6%以上が地域移行するよという目標を設定してきておりますので、大阪府におきましても国の基本指針に沿った目標設定としまして6%以上地域移行といった目標設定にさせていただきたいと考えております。

続きまして資料2ページ目、点字版では3ページから4ページ、施設入所者数で現に今、施設に入っておられる方の削減数を目標設定してきているものでございます。国の基本指針におきましては、令和元年度末時点で施設に入っておられる方から令和5年度末時点で1.6%以上削減することといった目標設定になっておりますので、大阪府も同様に1.6%と目標を掲げたいと考えている次第でございます。

続きまして3ページ、点字版では5ページから9ページ、こちらは精神病床へ入院されている方の地域移行でございます。3ページ上段、点字版では5ページから6ページ、精神病床に入院されている方が退院した後1年以内、いわゆる365日のうち316日以上を地域で暮らすことといった国の目標設定となっておりますので、大阪府におきましても同様に退院後1年以内で地域で暮らす日数を平均316日以上と目標設定したいと考えております。

続きまして3ページ下、点字版では7ページから9ページ、国は長期を1年以上と言っておりますが、精神病床における長期の入院患者数を設定しなさいといった国の目標設定になっております。

国のほうでは推計式がありまして、それで長期の入院患者数を推計するといったかたちになっているのですが、この国の推計式に基づいて大阪府の長期入院患者数を推計いたしますと、今現在入院されている方の長期入院されている方から、だいたい令和5年度末時点で年間300人から400人ずつぐら減らしていかないといけないといったかたちになっております。

今現在大阪府のトレンドで申し上げますと、大阪府も当然減ってきてはいるのですが、だいたい年間平均約200人、198人程度の減少といったかたちになっております。

そうなりますと今の減少スピードから1.5倍から2倍ぐらいのスピードで長期入院患者数を落としていけといった国の目標設定になりますので、なかなかこれは現実的に難しいといった判断がございまして、3ページの下、目標値の設定についてに書いておりますが、大阪府ではこの点については、国の基本指針とは異なる目標設定とさせていただきたいと考えております。

下から3行目に、この長期入院患者数の割合を、これまでの大阪府のトレンドから推計しますと、令和5年度時点で、だいたい54.3%で推計がされます。同時に令和5年度時点での入院患者数（長期・短期含む）が1万6000人と推計されますので、この1万6000人掛ける54.3%の数、8688人といった数字を大阪府としての精神病床における長期入院患者数というかたちで成果目標として設定したいと考えております。

続きまして4ページ、点字版では10ページから11ページ、こちらも精神病床の話ですが、精神病床に入院されている方の退院率でございます。これを入院後3カ月時点、半年時点、1年時点で目標値を国が設定してきております。大阪府におきましても、この国の基本指針に沿った目標設定としまして、精神病床の退院率、3カ月時点で69%以上、6カ月時点で86%以上、1年時点で92%以上といった目標設定にしたいと考えております。

続きまして5ページ、点字版では12ページから13ページ、こちらは地域生活支援拠点で、国のほうでも各市町村、各圏域でもいいとなっておりますが、各市町村にこういった地域生活支援拠点を、きちんと確保・整備するよという目標設定が掲げられておりますので、大阪府におきましても、各市町村

に1つ以上の地域生活支援拠点を確保するといった目標設定にさせていただきたいと考えております。

続きまして6ページ、点字版では14ページから17ページ、福祉施設からの一般就労。就労移行支援、就労継続支援A型・B型であったり、そういった障がい福祉サービスを活用して一般就労に移行する方がしますというのを目標設定されていまして、令和元年度時点から令和5年度時点に1.27倍、1.30倍にのびさせたいといった目標設定がされておりますので、大阪府におきましても、国の基本指針に沿った目標設定とさせていただきたいと考えております。

続きまして7ページ、点字版では18ページから20ページ、ルビ版では8ページ、就労定着支援の利用者数の目標設定ですが、令和5年時点で一般就労に移行した方のうち7割が就労定着支援を利用することといった目標設定を国が掲げておりますので、大阪府におきましても、これに基づいた目標設定とさせていただきたいと考えております。

続きまして8ページ、点字版では21ページから22ページ、ルビ版では9ページ、大阪府の工賃の目標額ですが、現在自立支援協議会の中にあります委員会のほうでも議論がされておりますので、各市町村におきましては、こういった議論を踏まえて目標設定をさせていただきたいといったかたちで、具体的な金額というよりは考え方をお示しさせていただいた目標設定にさせていただいております。

続きまして9ページ、点字版では23ページから24ページ、ルビ版では10ページ、相談支援体制の充実・強化。国のほうでも令和5年度末までに、こちら圏域でもいいとなっておりますが、各市町村においてそういった相談支援体制をきちんと確保することといった目標設定になっております。大阪府におきましても令和5年度末までに全市町村において基幹相談支援センターを設置するといった目標設定にさせていただきたいと考えております。

最後10ページ、点字版では25ページから27ページ、ルビ版では11ページ、国のほうで障がい福祉サービスの質の向上に向けた取り組みをきちんとするという目標設定ですが、大阪府におきましても障がい福祉サービスの報酬請求のデータを活用しまして、そこからエラー等を分析しまして、その報告について、例えば集団指導であったり個別指導でもいいのですが、そういった側で事業者に注意喚起することによりまして、こういった障がい福祉サービスの質の向上を図っていく、そういった取り組みをしていきたいところでございます。

今ご説明したのが資料2-1、障がい福祉計画の目標設定でございます。

続きまして資料2-2、障がい児福祉計画の成果目標の考え方でございます。まず1ページ、点字版では1ページから2ページ、ルビ版では1ページ、児童発達支援センターの目標設定でございます。国のほうでは、こちら圏域でもいいとなっておりますが、各市町村1カ所以上設置といった目標設定になっておりますので、大阪府におきましても児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上といった目標設定にさせていただきたいと思っております。

1ページの下、点字版では2ページ途中から3ページにかけて、ルビ版では2ページ、保育所等訪問支援事業。こちら全全市町村で実施するようといった目標設定になっておりますので、大阪府におきましても、全全市町村で保育所等訪問支援の事業を実施できることといった目標設定にしたいと考えております。

続きまして2ページ、点字版では4ページから5ページ、ルビ版では3ページ、国のほうでは難聴児支援のための体制確保をきちんとすることといった目標設定となっておりますので、大阪府におきましても、この6月に福祉情報コミュニケーションセンターを開設したところですので、こちらのセンターを

中核的な拠点としまして、聴覚障がいのあることが分かった乳幼児の方に対する相談支援であったり、手話の獲得支援であったり、そういった難聴者支援を推進していくとしておりますので、それを目標設定にさせていただきたいと考えております。

続きまして3ページ、点字版では6ページから7ページ、ルビ版では4ページ、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所と放課後等デイサービス（放デイ）を各市町村に少なくとも1カ所以上設置するよという目標設定でございますので、こちらも国の基本指針に沿って同様に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放デイを各市町村少なくとも1カ所以上設置するといった目標設定にさせていただきたいと考えております。

最後4ページ、点字版では8ページから9ページ、ルビ版では5ページ。国のほうでは医療的ケア児の支援にあたりまして、医療、障がい福祉、保育、教育といわゆる関係機関が連携を図って支援を取り組める協議の場をきちんと設けるよという目標設定になっておりますので、大阪府におきましてもそういった関係機関の協議の場を各市町村で設置するといったことを目標設定にさせていただきたいと考えております。

今ご説明した資料2-1、2-2が、いわゆる国の基本指針に掲げられております成果目標、定量的な数値目標に対する大阪府の考え方でございます。

続きまして資料2-3でございます。こちらも大阪府の基本的考え方というかたちになっておりますが、こちらはいわゆる国の基本指針には、先ほど申し上げました成果目標、いわゆる定量的な目標以外にさまざまな定性的な目標が掲げられております。当然それに関しても、大阪府の計画の中で盛り込んでいく必要があるということで、大阪府の考え方として、この国の基本指針に基づいてお示しをさせていただいたのが、こちらの資料でございます。

では資料2-3をご覧くださいますと、太線になって下線を引いているところは、今般国の基本指針で、5月下旬時点で国が新たに改正・追加してきた事項となっておりますので、そちらを中心にご説明させていただきますと思います。

資料2-3の1ページ目、点字版では2ページ目の中ほど、ルビ版が1ページ、真ん中少し上ぐらいに入所等から地域生活への移行のところがあります。ここで国が日中サービ支援型の共同生活援助、いわゆる重度障がい者向けのグループホームをきちんと提供できる体制を整備するよという盛り込んできていますので、大阪府の考え方としてもそのようにさせていただいております。

続きまして同じく1ページ、点字版では3ページ、ルビ版では1ページ、先ほど井手之上委員からもお話がありましたけれども、地域共生社会の実現に関する取り組みでございます。

一時期、新聞をにぎわしていましたが、断らない相談、何でも相談といったことが、今般「社会福祉法」の改正によりまして、そういったところが制度化されるかたちになっておりますので、障がいにかかわらず介護であったり、子育てであったり、生活困窮であったり、国は横断的に対応するよという相談体制になるのですが、当然障がいも中に含まれておりますので、障がい分野としても、きちんとこういふところに対応するよという、国は基本指針に盛り込んできておりますので、大阪府としても対応を考えていくリスクがあるよといったかたちでございます。

同じく1ページ下の6は人材の確保、点字版では4ページ、ルビ版では2ページです。人材につきましては、おそらく障がいだけではなく介護、いわゆる福祉分野全般での課題となるかと思っておりますが、障がい分野としても、きちんと人材確保に取り組んでいく必要があるよという盛り込まれております。

同じく1ページ7、点字版では4ページ、ルビ版では2ページ、障がい児の社会参加を支える取り組みで、平成30年度と令和元年度に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」と「読書バリアフリー法」が施行されておりますので、その新しい法律に基づく具体的な取り組みを都道府県としても進めるようにと基本指針に盛り込まれております。

続きまして2ページ目、点字版では7ページ、ルビ版では2ページ、真ん中あたりに相談支援の話が書いてありますが、国のほうで有機的な連携に向けた相談支援体制の再構築を盛り込んできています。国もいわゆる相談支援体制、市町村であったり、相談支援事業所、基幹相談支援センターであったり、そういった相談支援の体制は一定整ってきているのだけれども、やはりうまく連携が取れていない、ネットワーク化されていない、そういったところが課題であると指摘をしていて、今後こういった有機的な連携に向けた相談支援体制の再構築をきちんと検討するようにと国の基本指針に盛り込まれております。

続きまして3ページ、点字版では11ページから12ページ、ルビ版では3ページ、上の2に障がい児の支援の話が書いているところですが、例えば難聴児の支援のところ、新生児の聴覚スクリーニング検査を受けてリファアが出た方につきましては、いち早く療育につなげていくといった体制をきちんと確保するようにと、そういったところがこちらに盛り込まれております。

同じく3ページ、4ポツに重症心身障がい児、医療的ケア児のところ。点字版では12ページ下、ルビ版では4ページ、医療的ケア児の方が、ショートステイを利用するときの役割、ショートステイの在り方をきちんと見直すこと、医療的ケア児の方の支援、当然医療、障がい福祉、保育、教育もありますので、そういった他職種ときちんと協働していくこと、ご家族の方が抱える課題も併せて支援につなげていく、そういったことをきちんと考えることと国の基本指針の中で示されておりますので、こちらも大阪府として考えていく必要があるといったかたちでございます。

最後資料2-4でございます。冒頭でも申し上げましたように、事前に委員の皆さまから意見をちょうだいしたところでございまして、その意見に対する大阪府の考え方を簡単にご説明させていただいているところでございます。

1ページ目、点字版では1ページから4ページ、ルビ版では1ページ、施設入所者数の削減数の成果目標に対するご意見でございます。施設入所者数の削減目標を数字として設定することには反対であるというご意見でございます。

それに対して大阪府としましては、国の基本指針の数値目標として目標設定することと掲げられていること、あとはここで書いていただいているような待機者がいる、8050問題がある、ショートステイの継続が課題であることは認識しておりますので、そういったところは当然地域として推進していくことはあるのですが、目標は国の基本指針に準じた目標設定としたいと考えております。

ただ、ここでも書いていただいておりますように、きちんと入所施設の機能の在り方につきましては、こういった入所施設の現状も十分に踏まえながら、今後きちんと議論をしていきたいと考えている次第でございます。

続きまして2ページ目、点字版では6ページから8ページ、ルビ版では2ページ、こちら地域移行の目標値を、先ほど申しましたように、今、国基準の6%と目標設定したいと考えておるのですが、そこに上積みができないのかといったご意見でございます。

大阪府におきましては、いろいろございますけれども、今般実は国の目標も、もともと9%だったものが、今回5月での国の基本指針で6%に引き下げられた経緯があること、あとは大阪府のこれまでの実

績を踏まえると、なかなか6%を上回る目標は難しいといったことから、今回目標を6%とさせていただきたいと思っておりますけれども、当然可能な限り多くの障がい者の方が地域移行に向けて取り組んでいく必要があると考えておりますので、そういった取り組みは、引き続き進めていきたいと考えております。

このページの4番、点字版では9ページから10ページ、ルビ版では2ページ、地域移行者数の目標設定のところで、自律訓練と自律訓練以外に分けて目標設定をすべきではないのかといったご意見でございます。

大阪府としましては、国の基本指針でも、自律訓練と自律訓練以外を分けて目標設定したかたちにはなっていないところもありますし、あとは就労した方は2年間自立訓練をしていただくところが多いのですが、この2年間の自立訓練以降は、地域生活に戻される方が多いといったことを踏まえまして、従来どおりの設定としたいと考えておりますけれども、ただご意見がありましたように、この地域移行の実態を正確に把握することは重要ですので、この自律訓練と自律訓練以外の実施については、別途ご報告させていただきたいと考えております。

その他、少し飛びますが4ページ、点字版では20ページから22ページ、ルビ版では4ページ、地域生活支援拠点に対するご意見でございます。

こちらにつきましては地域生活支援拠点、次期計画でも全市町村の整備といったことを掲げているのですが、まずは今年度末までにきちんとそういった方向を全市町村での整備に向けて取り組む必要があるのではないかといったご意見もございますので、そういったご意見を踏まえまして、引き続き今年度末までの設置に向けては市町村に働き掛けをしていきたいと考えております。

少し飛びますが7ページ、点字版では35ページから38ページ、ルビ版では7ページ、相談支援事業所のところですが、こちらは目標設定に関するご意見がございますけれども、大阪府におきましては現行計画で、この第4次計画（後期計画）の中でも相談支援専門員を2500人養成と目標値を掲げておりますので、それに向けて取り組んでいきますし、次期計画においても必要に応じて見直しをしていきたいと考えている次第でございます。

それでは説明が長くなりましたけれども、以上になります。

○小野会長

はい、ありがとうございました。資料をご覧、確認していただいた上で、このようなかたちで委員の皆さまからご意見を聴取した上での先ほどの考え方が出てきたということでございます。

簡単に短くなってしまっているのですが、さらに今のところに関わりながら追加意見がございましたら、皆さまから出していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○委員

いろいろ時間がない中、意見を出してほしいということで出させていただきましたけれども、今説明があった以外の課題とかは、今後議論をさせてもらえるのですか。いろいろと言われていること、例えば地域移行については、やはり今でも何十年も施設入所が続いている状態がありますので、これはなんとしても地域へ移行していくんだという強い姿勢で数値目標を設定していただきたいし、未達成分は足すことになっていきますのに、それも足さないというのは、やはり解せませんので、もう一度検討していただき

たい。

あと児童施設の年齢超過の問題ですとか、他府県の施設入所者は結局どうカウントされているのか、他府県施設の入所者の数とか地域移行入所も併せて説明していただきたいと思いますので、それについては、よろしくお願ひしたいと思っております。

それと関連する問題ではいろいろと書いてあるのですが、地域拠点については、令和2年度末までに1カ所ずつ配置するという計画やったのは、国のほうも令和5年度までにと緩めているんですけども、令和2年度までにとということで目指すのではないのでしょうか。それはやっていただきたいと思っています。

それから8050問題も先ほどから出ていますけれども、かなり増えています。今日も市営住宅の精神障がい者が近所の人から障がいの状況を書けと言われて自殺に追い込まれたというところでもない事件が大阪市で起こっているように、先ほどネットニュースで見たのですが、親子で亡くなっている事例も毎年出ていますので、しっかりと地域拠点については議論していただきたい、具体化していただきたいと思ひます。

それから大阪では日中サービス支援型というのは、大規模24人までできて、重度障がい者の受け皿と言われてはいますが、実際には、そうはなりません。使われているのは中軽度の障がい者で、お金もうけのために22のグループホームを他府県ではつくられています。大阪では重度障がい者は個別ヘルパー利用も含めて介護サービス包括型でやっていますので、必ずそれでやっていただいて少人数でやっていけるような加算を融通していただけたらと思ひます。

相談支援についても言われていましたけれども、1%もない市が10市もまだありますよね。撤廃している市も聞いているので、各基幹センターの数字だけではなしに、どんな機能を行われているのか、自立支援協議会も、どこまで機能しているかも含めて集約して教えていただきたいと思ひます。

相談支援はいまだに大変な状態になっていまして、指定相談支援が去年も1年足らずで38カ所が事業廃止しているのです。もうやっていけないからつぶれていくという状態になっています。もちろん増える分は増えていますけれども、撤退がそれだけあるというのは、事業としては異常なんですよ。

これはなぜかと言うたら、1人の相談員が40件ぐらい抱えないといけない仕組みになっていまして、大阪では重度障がい者が多いので、かなり複雑な計画になる、それを何十件とやるとバーンアウトになってしまうのです。だから2人体制に増やそうと思ったら、さらに無理をするという悪循環になってつぶれていくというようなことで計画相談がまだセルフプランである状況が半分も残っているという状態です。

これについては計画相談事業所をどれだけ増やすのかということと、相談員も育てられているみたいですが、初期段階での助成制度も積極的に検討いただきたい。

それから就Bの事業所についても、えらい減額をされている、この前の報酬改定という問題がありますので、障がい特性を踏まえた管雇の仕方については、ぜひ国に働き掛けていただきたい。

訪問サービスについても、重度訪問介護とか、かなりの何十倍も地域格差は出ていますので、移動支援も合わせて地域格差をなくしていく働き掛けを、ぜひ福祉計画でお願いしたいと思ひます。

これについては触れたいのですが、コロナ対策ですね。もうこれは前の意見具申の検討段階では、まだそれは始まっていませんでしたけれども必ず今度の第5次計画に新たな章を設けてコロナ対策を書いていただきたいと考えています。この間、どこの障がい福祉事業所も工夫しながら、恐れを抱えながら、な

んとか事業を継続したところですけども、これが各市町村事業所までで終わっています。

大阪府はコロナ対策の司令塔になって権限を持っているんですけども、府として障がい福祉について何をやってきているのかが見えません。

ですからちゃんと各市町村とか事業所ではどうしようもないという問題が出てきます。例えばすぐにPCR検査が受けられない、今4日待ちとか、昨日聞いたのは10日待ちと言われています。保健所もそれだけ大変なのでしょう、保健所を減らされたから。

それで10日間をグループホームでもって、支援者固定で防護服を着て入らないといけないのです。それでは、どんどんゾーン分けなんかできませんので、クラスター化するんです。クラスター化するのは、なんとしても避けないといけないということで、今頑張っていて、すぐに陽性が出たら入院できるように、すぐPCR検査と合わせて、強度行動障がいとか重度精神障がい者を、まず入院させてもらえるところは少ないのではないかと、あるいは無いのではないかと。今までも入院の差別は、あつたりもしました。

だから神奈川県なんかでは、その最終の入院先を決めている神奈川モデルがつけられているんですけども、それから院内支援にちゃんと支援者が関わられるように、それから宿泊療養ホテルは支援者付き、介護者付きでは入所させてもらえないというのが明らかになりました。一人で部屋で過ごせる人だけです。それなら軽症であった障がい者で入院できなければ、ホテルにも行けない、自宅やグループホームで過ごさないといけないのかという問題になります。

だから陽性者以外の人とかも、場を分けることができるのかということが、今喫緊の課題になっていて、舞洲とかビッグ・アイとか宿泊できるようなところで、PCRでまだ判定が出ていない人とか陰性の人は、そちらに入れるようにしてほしいとも思っています。

それからこれは社協でも検討されていますけれども、クラスター化の状況によっては、一法人では介護体制が賄い切れないという介護崩壊の問題になってくる、そうすると検査の問題とか入院先の問題とかも含めて逼迫するということになりますので、ぜひ、他法人から応援職員を派遣する仕組み、その辺もぜひ考えていただきたい。そういったことを早く府の障がい福祉として明らかにしていただきたい。

現在障がい福祉の事業所で、何カ所かで感染が発生しているか、何人障がい者で発生しているか集約されていますか。集約もしていないですね、大阪府は。これはとんでもないことですよ。たぶん市町村任せ、事業所任せではいけない、各市町村と連携して障がい事業所で、どう起こっているのか、どんな事例が起こっているのか集約するぐらいの機能ぐらい持っていただきたい。府はそれぐらい責任を持ってもらいたいということです。それぐらい答えてもらえますか。

○小野会長

はい、ではその点だけ答えていただいて、はい、お願いします。

○事務局

障がい福祉企画課でございます。先ほど委員からおっしゃられた内容、資料2-4で書いてある内容と重複する点につきましては、現時点での大阪府としての考え方はお示しをさせていただいたということでございます。

また新型コロナ対策につきましては、現状われわれとしても把握できる限りの把握をしております、

それにつきましては、一様に対策も引き続き取り組んでいきたいというふうに思っております。

また本日いただきました意見につきましては、十分参考にしながら、この成果目標、今後の計画づくりに、しっかり考えていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○委員

何人なのかと把握しておられない。大阪府のをお伝えしておきますと、この6月までは1カ所1人だけだったんですけれども、7月に入ってから十数カ所、十数人に感染が広がっているんです。もちろん1人ずつで今住んでいますけれども、クラスター化まではいっていませんけれども、そんな状態にまで入ってきています。

危機感を持って障がい福祉として各市町村の状況をちゃんと集約して、必要なところを回答する、援助する、そういう仕組みを早くつくっていただきたい。本当にそれはお願いしたいと思っております。

○小野会長

はい、ありがとうございます。本当にいろいろな意見を委員から出してもらっているので、応答のほうをまた丁寧によろしくお願いしたいと思います。せっかくの場ですので、もう予定時間を過ぎているんですけれども、ご意見がある方は端的に言っていただければと思いますが、いかがでしょうか。ここに書いてある内容については、もう書いてありますので、それ以外のところでございましたら。

今回、非常に時間が限られておりましたので、事前に意見を伺っておりますが、また今日の機会、この説明を受けた上で、やっぱりどうしてもこの点が、今のコロナのことなんかもおそらくあると思いますが、皆さんからご意見をいただければ事務局のほうにいただいて、私も関わりながら考え方として反映できそうなところは、ぜひ反映させていくということで考えておりますので、今日の席だけではなくて、この後、もしありましたら事務局のほうにご意見をお寄せいただければということで確認しております。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。

もう1点だけありますので、議案3、これは確認だけということになりますので見ていただければと思いますが、「大阪府障がい者施策推進協議会要綱の一部改正について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局

事務局から簡単に申し上げます。資料3でございます。こちら今回の改正になりますのが、下線を引っ張っている部分ですが、計画策定検討部会を削除するといったものでございます。こちらは本日、資料1でもお示しさせていただいておりますように、部会におきまして意見具申(案)を取りまとめたことによりまして、部会の役割は終了しておりますので、要綱からこの部会名を削除させていただきたいと、そういった要綱改正でございます。事務局からは以上でございます。

○小野会長

はい、皆さん、ご異議はございませんでしょうか。これは、もう、はい、ありがとうございました。

それでは本当に申し訳ない、時間が短い中で、いろいろご意見をいただきました。まず本日の協議会、推進協の議論は以上で終了させていただきます。ありがとうございました。事務局にマイクを戻します。

○事務局

それでは皆さまお忙しい中、ご議論をちょうだいいたしましてありがとうございました。以上をもちまして「第48回大阪府障がい者施策推進協議会」を閉会させていただきます。

本日は、お忙しい中、誠にありがとうございました。